

岡山市職員措置請求書

平成28年 4月15日

請求人 住 所 岡山市北区奥田1丁目11番20号

名 称 特定非営利活動法人市民オンブズマンおかやま

代表者代表幹事 光成卓明

岡山市監査委員 殿

第1 岡山市長に対する措置請求の要旨

岡山市長が、平成26年度に岡山市議会の各会派に交付した政務活動費（残余金精算後の額）のうち、別紙違法支出金額一覧表「違法支出額」欄記載の各金額の返還を請求することを怠る行為は違法なので、同金額について各会派に対して岡山市に返還するよう請求することを求める。

第2 措置請求の理由

I 政務活動費の性質と支出の査定

1 岡山市議会の政務活動費の趣旨と支出が認められる範囲

岡山市議会の政務活動費は、実費弁償を原則とする補助金の一種であり、地方自治法第100条第14、15項、及びこれに基づき制定された「岡山市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する条例」（以下「条例」という）に基づいて支給される。

地方自治法第100条第14項は「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として・・・政務活動費を交付することができる」と定めている。

「条例」はこれに基づき、第1条で政務活動費が「岡山市議会議員の調査研究その他の活動に資するための経費の一部」として交付されるものであること、第5条で「政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、市民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民福祉の増進を図るために必要な活動（政務活動）に要する経費に対して交付する」とこと、第8条で会派が「その年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額」を控除し

て残余があるときは市に返還すべきことを、それぞれ定めている。また第5条第2項の別表では、「調査研究費」「研修費」「広報費」「広聴費」「要請・陳情活動費」「会議費」「資料作成費」「資料購入費」「人件費」「事務所費」の10種類の使途費目を定め、各費目で支出できる経費の種類を定めている。

従って、岡山市議会の政務活動費は、「その年度において」支出された、「調査研究その他の活動に資する」ため「必要な」「経費」に限って、支出が認められる。

2 市議会議員の政治活動と按分支出

市議会議員の活動は、政務活動費との関係では概念上、「政治活動」と「私的活動」に区分することができ、そのうち「政治活動」は「政務活動」と「政務活動以外の政治活動」に区分することができる。これらの活動のうちの「政務活動」にかかる、条例別表に定める使途基準に該当するものについてのみ、政務活動費から支出することが許される。

しかしながら、議員の活動、特に「政治活動」は、実際にはいろいろな種類の活動が混在していて区分できない場合が多いと考えられる。例えば「市政報告」には一般に、市政についての広報・広聴の要素があると同時に、後援会活動、選挙準備活動の要素もある。

政務活動費は一種の補助金なので、政務活動のためにだけ支出することが許される。従って、種々の要素が混在する活動の費用の全額を支出することはできない。種々の要素が混在する活動の場合には、一定割合で按分して支出することだけが許される。

従って、個々の議員の一つ一つの活動について「政務活動」と「それ以外の政治活動」の割合を定めることは困難であることを勘案し、

- i 当該支出にかかる活動の全体が、会派または所属市議会議員の「政務活動」にかかる支出（「調査研究その他の活動に資するために必要な経費」）として適切と判断されるものは、全額認め、
- ii 当該支出にかかる活動の全体が、「私的活動」または「政務活動以外の政治活動」にかかる支出と判断されるものは、全額認めず、
- iii 当該支出にかかる活動の全体が、i、iiのいずれかと断定できない支出のうち、具体的な理由によって按分比率を特定できる例外的なものについてはその按分比率で認め、それ以外のものについては按分率50%で認めるべきである。

3 会派の説明義務と説明不十分な支出

会派は、自らのした政務活動費の支出が、「調査研究その他の活動に資するために必要な経費」であることについて、市及び市民に対して説明する義

務を負うものと解される。「条例」が、第7条第1項で会派は収支報告書に領収書等の証拠書類を添付して議長に提出すべきこと、第8条で何人も議長に対し収支報告書・証拠書類の閲覧又は写しの交付を請求できることを定めていることは、会派にその説明義務を全うさせる趣旨の規定であると解される。

従って、会派が提出した説明及び証拠が、支出が「調査研究その他の活動に資するために必要な経費」に該当することを認めるに足りないときは、その支出は適切なものと認められない。

4 査定の結果

上記の一般基準に基づき、岡山市議会の各会派が平成26年度の政務活動費から支出したとして収支報告書に記載した支出について、開示された領収書類に基づいて、政務活動費からの支弁が認められるかどうかについて個別に判断した結果、別紙査定表の記載の支出（否認理由等欄に「(参考)」と付記したものと除く）は、適切なものと認められない。

- i 新風会研修費 95・96、自由民主党岡山市議団・無所属の会調査研究費 5
～10・12・13、ネクスト岡山調査研究費 2・9

ガム友好議員連盟、岡山市・新竹市友好都市議員連盟、岡山市・富川市友好都市議員連盟の各訪問団の旅費である。

実質的に、内容の大半が儀礼訪問と観光であり、調査研究のための支出と言えないので、適切な支出と認められない。少なくとも、儀礼・観光目的部分を除外する按分がなされるべきである。

- ii 新風会広報費 3

岡山プラザホテルで行われた「市政報告会」の会場費である。

飲食可能な施設での開催で会合の実態が不明であるため、適切な支出と認められない。

- iii 新風会広報費 26・27、自由民主党岡山市議団・無所属の会広報費 19・26・61・63・71・78・87、市民ネット広報費 46

ホームページのレンタル料、管理料、制作費であり、全額を政務活動費から支出している。

調査研究等以外の政治活動にも使用される性質のものなので、按分率2分の1で按分した額を超えては支出は許されないため、支出額の2分の1は適切な支出と認められない。

- iv 新風会広報費 105～107、市民ネット事務所費 64・126

文房具（筆記用具、方眼模造紙、インクカートリッジ）の購入費であり、全額を政務活動費から支出している。

調査研究等以外の政治活動にも使用される性質のものなので、按分率2

分の1で按分した額を超えては支出は許されないため、支出額の2分の1は適切な支出と認められない。

- v 自由民主党岡山市議団・無所属の会調査研究費 9・29・50・84・113・150・169・222・312・327、明政クラブ調査研究費 16・17・41・42・46・47・49・52・81・108・109・113・116・139・145・184

議員が通常使用する自動車燃料と油種の異なる燃料の購入代金である。

議員以外の家族等の使用する自動車の給油代金と考えられるので、適切な支出と認められない。

- vi 自由民主党岡山市議団・無所属の会広聴費 1・5・6・15

公共交通用カードのチャージ代金であり、全額を政務活動費から支出している。

調査研究等以外の政治活動にも使用される性質のものなので、按分率2分の1で按分した額を超えては支出は許されないため、支出額の2分の1は適切な支出と認められない。

- vii 自由民主党岡山市議団・無所属の会広報費 10、明政クラブ広報費 7・19・31

市政報告紙の印刷・送付費用である。

「市政報告紙」の内容は、選挙（平成27年4月に行われた）に向けた会派の政策提言（スローガンに近い、具体性に欠けるものである）なので、選挙準備を目的としたものであって調査研究活動にあたらなかったため、適切な支出と認められない。

- viii 明政クラブ広報費 1

ハガキ代であり、市政報告会の出欠用返信ハガキの代金と説明されている。

平成26年4月14日に支払われたものであるにもかかわらず、対象である市政報告会は平成26年3月9日開催とされているので、説明が矛盾しており、適切な支出と認められない。

II 岡山市議会の平成26年度政務活動費の支出と不当利得

- 1 以上の結果、各会派が平成26年度の政務活動費として支出した金額のうち、別紙査定表「否認額」欄に記載した支出は、「条例」第5条に違反しているので、別紙違法支出金額一覧表の「違法支出額」欄記載の各金額の支出は違法である。
- 2 「条例」第8条は、「市長は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余があるとき

は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還させるものとする」と定めている。

この市長の返還請求権の法的性格は、不当利得返還請求権であり、<当該会派がその年度において行った市政の調査研究に資するため必要な経費としてした支出（第5条に規定する使途基準に従って行った支出をいう）の総額を控除して残余がある>ことを要件として返還請求権が当然に発生し、市長が正当な理由なく請求権を行使しないことは違法に財産の管理を怠る事実に該当することになる。

- 3 しかるに、1記載の不適正支出金額は「条例」第5条に規定する使途基準に従ってなされた支出ではないので、その全額が「条例」第8条にいう「残余」にあたる。
- 4 よって、岡山市長が各会派に対して前記の政務活動費の残余金の返還を請求しないことは、財産の管理を違法に怠る事実に該当するので、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、証拠書類を添付して、頭書のとおり、厳正な措置を請求する。

第3 添付書類

1 証拠書類各写 各 1 通

違法支出金額一覧表

平成26年度岡山市議会政務活動費
(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

会 派	違法支出額 (円)
新風会	641,657
自由民主党岡山市議団・無所属の会	3,129,181
市民ネット	114,602
明政クラブ	418,740
ネクスト岡山	357,000
総 計	4,661,180